

安城市国民健康保険データヘルス計画策定業務仕様書

1 業務名

安城市国民健康保険データヘルス計画策定業務

2 業務場所

安城市内

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成28年3月31日まで

4 業務の概要

安城市国民健康保険の被保険者の健康保持増進を図るため、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）」（以下「指針」という。）に基づき「保健事業の実施計画（データヘルス計画）」（以下「計画」という。）を策定するとともに、計画に記載する「個別事業の実施計画」の策定・評価を行う。

計画等の策定にあたっては、市民意識を取り入れるためのアンケート調査及び関係者との意見調整等に必要な資料作成、打ち合わせ等を行い、指針に準じた分析結果、保健事業の企画等について、発注者との協議を経た後に取りまとめた計画書等の成果品を安城市へ納品する。

5 受注者の義務

受注者は、業務の遂行にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- （1）業務において知り得た秘密は、他に漏らさないこと。また、中立性を厳守しなければならないこと。
- （2）定められた期間に業務が完了するように作業の円滑化に努めること。
- （3）業務の実施にあたり、契約書、仕様書及び発注者の指示に従い、策定の意図、目的を十分理解したうえで、最高の技術を発揮できるよう努めること。
- （4）業務の契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させてはならないこと。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

6 提出書類

受注者は、契約締結後、着手時に業務着手届、主任技術者等選任届（経歴付記）、工程表を、完了時に業務完了届及び納品書を遅滞なく提出する。

工程表の作成にあたっては、受注者と発注者で協議を行うものとする。

また、下記7（1）から（5）までの業務内容を実施した後は、受注者が実施結果、計画等を図表、グラフなどを活用してまとめた資料を、発注者において加工できるデータ（Microsoft Office Word または Excel）で、原則工程表で定めた期限内に提出する。

7 業務内容

(1) データ分析と健康課題の抽出

受注者は、発注者から貸与する国保データベース（KDB）システム及び愛知県国民健康保険団体連合会開発の医療費分析関連システム「A I C u b e」の出力帳票等の健康・医療情報を使用して、健康課題の分析を行う。

その他、安城市国民健康保険の特性を把握するために必要な人口動態等の各種統計資料や他保険者との比較を行いながら、特性を整理する。

健康課題の抽出にあたっては、生活習慣、健診状況、疾病状況など幅広く、数多くの課題を取り上げ、それぞれの課題の優先度を設定すること。

また、特定健康診査の未受診者、糖尿病の重症化の状況については、課題として必ず取り上げること。

(2) 現状の保健事業の分析及び評価

受注者は、特定健康診査の未受診者対策、糖尿病の重症化予防事業を始めとする安城市の既存の保健事業について、実施方法、内容、実施体制、事業の成果や、関係する部署が実施する保健事業等との関連も含めて分析する。

また、上記7（1）で抽出した健康課題のうち、既存の保健事業で対応できていること、対応できていないこと等、対応状況も明らかにし、事業の見直し等の評価を行うこと。

(3) 市民意識の把握

計画に市民の意識・意見を取り入れるために、安城市国民健康保険の被保険者4,000人程度を対象とした郵送による下記アンケート調査（以下「調査」という。）を実施する。

ア 調査票の設問、対象区分の設定

受注者が安城市の実状に即した設問案及び対象区分を提示し、受注者と発注者の協議で設定を行う。

イ 調査票の作成

受注者が、発注者の要望に随時対応しながら、作成する。

見やすく答えやすいものとするため、設問の間隔、文字の大きさに配慮し、対象区分毎に必要な部数の印刷を行うこと。また、広く市民の意見を取り入れるための自由記述欄を設けることとする。

ウ 調査票の発送等

対象者の抽出及び宛名シールの作成を発注者が行い、受注者へ宛名シールを支給する。

受注者が、調査票、返信用の料金受取人払封筒等の封入作業等、発送の準備を行い、別途発注者が指定した期日までに安城市へ納品する。なお、調査票を封入する封筒、返信用封筒作成費等の諸経費は受注者の負担とする。

納品された調査票の発送は発注者が行うこととし、発送費用は発注者が負担する。

エ 調査票の回収

調査票の回収は受注者が行う。回収率を確保するために、督促状兼礼状を作成し

送付する。

督促状兼礼状の発送に必要な宛名シールは、発注者から受注者へ支給する。

発送及び回収の郵便料及び封筒等の諸経費は受注者が負担する。

オ 結果の集計、分析

回収した調査票は、受注者が、集計、自由記述欄の取りまとめを行い、原則基本項目及び各要素を地域別・年齢別・男女別等でクロス集計を行い、分析結果を安城市へ提出する。

調査結果は、下記 7（8）及び（9）で作成する計画書等に反映するため、随時発注者の要望に応じて、手直し、追加分析を行うものとする。

（4）健康課題に対する保健事業の企画、保健事業の達成目標（アウトプット）及び健康課題に対する達成目標（アウトカム）の設定

受注者は、上記 7（1）で取り上げた優先度の高い健康課題を解決するための実効性の高い具体的な保健事業を企画すること。

企画にあたっては、全国の最新情報や事例を広く収集・研究し、7（3）の市民意識を取り入れるとともに、7（2）の分析及び評価をもとに、今後の安城市の保健事業がポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせた事業展開となるよう考慮すること。

アウトプット及びアウトカムについては、保健事業の実施による達成状況を毎年度安城市において評価するため、発注者において容易に評価できるような設定をすること。

（5）個別事業の実施計画の策定・実施・評価

受注者は、特定健康診査の未受診者対策に関する単年度の実施計画を策定する。策定した個別事業の実施計画に基づく事業の実施は発注者が行うものとし、実施結果の評価を受注者が行うこととする。

なお、個別事業の計画内容及び評価方法等については、下記 7（9）で作成する計画書等に記載すること。

（6）関係者ヒアリング調査の実施

安城市関係各課等の関係者との意見交換、打ち合わせを随時実施し、情報の収集及び関係者との連携を図る。

ヒアリング調査実施後は、毎回、打ち合わせ結果等の記録を受注者が作成し、速やかに発注者へ提出する。

（7）会議、委員会等への支援業務

受注者は、本業務に係る「安城市国民健康保険運営協議会」（年 2 回程度）、「愛知県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会」（年 2 回程度）、安城市が開催する「社会保険との意見交換会」（年 1 回程度）での審議等に必要な資料の作成等の支援を行うとともに、必要に応じて会議等への出席、説明を行うこと。

また、添付資料「国民健康保険の保健事業に対する助成について（平成 27 年 4 月 30 日付、保国発 0430 第 2 号）」における「国保ヘルスアップ事業」の助成（以下「助成」という。）を受けるために必要な書類の作成を支援すること。

(8) 計画書（素案）の作成

受注者は、上記 7（1）から（6）までの分析・意見を踏まえて、計画書（素案）を作成する。

計画書（素案）の策定にあたっては、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、指針、その他関係法令等を遵守するとともに、安城市総合計画、健康日本 21 安城計画、安城市高齢者福祉計画、安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画、その他関連計画等との整合性を図ること。

計画書（素案）は、安城市において加工できるデータ（Microsoft Office Word または Excel）で、履行期間終了日の概ね 4 か月前までに納品することとし、納品日、ページ数等の詳細は、受注者と発注者との協議で決定する。

なお、作成にあたっては、厚生労働省が示した「保健事業実施計画（データヘルス計画）作成の手引き」に記載のある以下の項目を参考とすること。

ア 背景の整理

①安城市国民健康保険の特性把握

②過去の取組の考察

イ 健康・医療情報の分析及び分析結果に基づく健康課題の把握

ウ 目的・目標の設定

エ 保健事業の実施内容

オ 保健事業実施計画（データヘルス計画）の評価方法の設定

カ 保健事業実施計画（データヘルス計画）の見直し

キ 計画の公表・周知

ク 事業運営上の留意事項

ケ 個人情報の保護

コ その他計画策定に当たっての留意事項

(9) 計画書等成果品の作成

上記 7（8）の計画書（素案）を用いて、発注者が安城市国民健康保険運営協議会委員等の意見を聴取し、受注者はそれらの意見を踏まえて、発注者と随時協議しながら計画書等を作成する。

なお、添付資料の助成の要件に沿った内容で作成すること。

作成する成果品は以下のとおり。

ア 計画書

A 4 版、表紙上質紙・フルカラー、本文モノクロ、100 ページ程度、100 部印刷製本

イ 概要版

A 4 版、フルカラー、4 から 8 ページ、200 部印刷製本

ウ 電子データ

計画書及び概要版の電子データを磁気媒体にて納品すること。電子データの形式は、契約後に受注者と発注者の協議のうえで決定する。

8 検査及び引き渡し

- (1) 受注者は、上記7の業務を終了したときは、その旨を発注者に通知するとともに成果品を納入しなければならない。
- (2) 発注者は上記(1)による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、業務の終了を確認するための検査を終了しなければならない。

9 留意事項

- (1) 本件委託業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。
- (2) 上記6及び7(8)の提出書類等の提出後、履行期間内に修正の必要が生じた場合は、受注者が速やかに修正し、再提出することとし、修正等にかかる経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。
- (3) 納品する計画書等は、環境に配慮した物品を使用して作成すること。
- (4) 本件委託業務に関連し、発注者から受注者へ貸与するデータ・資料は、業務終了後速やかに発注者に返還するものとする。
貸与の際は、借用書及び発注者の許可なく他へ公表、貸与、使用、複写、漏洩しない旨の誓約書を受注者が作成し、発注者へ提出すること。
- (5) 受注者は、安城市個人情報保護条例を遵守し、本業務を通じて知り得た個人情報を機密情報として扱い、本業務以外に利用し、第三者へ提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の遺漏の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後においても同様とする。
- (6) 受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

10 成果品の帰属及び手直し

成果品は、全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに公表、貸与、使用等をしてはならない。なお、履行期間終了後であっても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の必要な措置を講ずるものとし、その作業にかかる費用の一切を受注者が負担する。

11 その他

- (1) 支払いは、業務完了後適切な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 上記の定めのない事項は発注者と受注者で適宜協議し、両者合意の上で実施するものとする。

保国発 0430 第 2 号
平成 27 年 4 月 30 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公印省略)

国民健康保険の保健事業に対する助成について

標記については、平成 27 年度の助成対象事業を別添のとおりとしたので通知する。

貴職におかれては、貴管内保険者への助成対象事業の効果的かつ効率的な実施に係る指導及び周知方よろしくお取り計らい願いたい。

市町村保険者においては、従来より様々な保健事業が実施されているところであるが、今後とも、特定健康診査及び特定保健指導の効率的・効果的な実施に加え、その他の保健事業についても積極的に推進し、被保険者及び地域住民の健康の保持増進、ひいては国保医療費の適正化や国保財政の健全化が図られるよう、貴職におかれても特段のご配慮をお願いする。

平成 27 年度国民健康保険保健事業に係る助成内容

平成 27 年度における国民健康保険（以下「国保」という。）の保健事業の助成の内容については、以下のとおりである。

(助成対象事業)

1 国保ヘルスアップ事業

2 国保保健指導事業

国の重点課題である必須事業及び国保一般事業

(1) 必須事業

- (a) 特定健診未受診者対策
- (b) 特定健診受診者のフォローアップ（特定保健指導未利用者対策）
- (c) 特定健診受診者のフォローアップ（受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨）
- (d) 特定健診受診者のフォローアップ（特定健診継続受診対策）
- (e) 生活習慣病の 1 次予防に重点を置いた取組（早期介入保健指導事業）

(2) 国保一般事業

- (f) 健康教育
- (g) 健康相談
- (h) 保健指導
- (i) 糖尿病性腎症重症化予防
- (j) 歯科に係る保健事業
- (k) 健康づくりを推進する地域活動等
- (l) 保険者独自の取組

3 健康管理センター等健康管理事業等

(1) 健康管理センターによる健康管理事業

(2) 歯科保健センターによる健康管理事業

(3) 直営診療施設による健康管理事業等

(助成の要件)

4 保健事業の実施計画の策定

(1) 市町村保険者（以下「保険者」という。）は、本事業の申請を行う場合には、保健事業ごとの中長期的な目標とそれを踏まえた単年度の実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定すること。

(2) 国保ヘルスアップ事業については、データ分析に基づくPDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）に沿った保健事業の実施計画（以下、「データヘルス計画」という。）を平成26年度から複数年の計画（平成27年度から実施する場合は当該年度から複数年の計画）として策定するとともに、個別の保健事業ごとに単年度（平成27年度）の実施計画も策定すること。

また、事業の実施に当たっては、以下の要件を全て満たすこと。

(要件)

①保健事業全体の中長期的なデータヘルス計画の策定

- ・保険者は、被保険者の健康課題を明確にすること。
- ・保健事業全体のデータヘルス計画は、データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的な計画を策定すること。
- ・保健事業全体のデータヘルス計画は、国保データベースシステム等のデータ分析を可能とするデータシステム（以下、「KDB等」という。）の被保険者の医療情報や健診情報等データを電子的に用いるツール等を活用し策定すること。

②データヘルス計画に基づく個別の保健事業の単年度の実施計画の策定・実施・評価

- ・特定健診未受診者対策や糖尿病性腎症重症化予防など個別の保健事業に対しても、データヘルス計画に基づく個別の実施計画を策定すること。
- ・個別の保健事業の実施計画は、KDB等を活用し策定すること。

③第三者による支援・評価を行う組織（以下、「支援・評価委員会」という。）の活用

- ・保健事業全体のデータヘルス計画の策定段階から国民健康保険団体連合会に設置された学識経験者等から構成される支援・評価委員会を活用すること。

④生活習慣病等の予防の視点による健康意識の向上の取組の推進

- ・事業を効果的に行うために、生活習慣病の重症化予防など特定の対象者に対する事業のみならず、一次予防に重点を置いた被保険者の健康意識の向上のための取組もデータヘルス計画上に位置づけること。

(3) 実施計画又はデータヘルス計画の策定・実施・評価・改善については、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）」に基づき行うこと。

- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律や健康増進法、介護保険法等の関連事業との調和を図ること。

5 国保関連施設の活用

健康管理センター等の国保関連施設は、地域包括ケアの中核であり、積極的に活用していくべきであることから、国保関連施設を運営している保険者においては、実施計画においてその活用方法を明らかにした上で、保健事業を実施すること。

(助成の内容)

6 1 国保ヘルスアップ事業

(1) 事業内容

被保険者の健康の保持増進、疾病予防、生活の質の向上等を目的に、KDB等の被保険者の医療情報や健診情報等データを電子的に用いるツール並びに、国民健康保険団体連合会に設置された学識経験者等から構成される支援・評価委員会を活用し、保健事業をデータ分析に基づくPDCAサイクルに沿って効率的・効果的に実施する事業。

(2) 実施方法

国保ヘルスアップ事業により助成申請をする保険者は、4(2)から(4)までの要件を満たす事業を平成26年度から複数年(平成27年度から実施する場合は当該年度から複数年)で実施すること。

(3) 助成対象経費

国保被保険者を対象とし、国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業費から当該事業を実施するために要した経費。

(4) 助成額の算定方法

交付額は、別表の第1欄に定める国保被保険者数に応じた助成限度額と、実施事業毎に第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(5) 助成期間

3年(平成28年度まで)

なお、平成27年度から実施する場合は2年(平成28年度まで)とする。

(6) 留意事項

- ①保険者は、支援・評価委員会の助言を踏まえ、データヘルス計画を策定し、取りまとめること。
- ②保険者は、支援・評価委員会の助言を踏まえ、個別の保健事業の実施計画を策定し、取りまとめること。また、事業実施期間中は、支援・評価委員会と情報交換等を行い、評価指標・評価方法等について助言を求めること。
- ③保険者は国保ヘルスアップ事業評価事業報告書に示された「保健事業の手順に沿った評価基準」（以下「評価基準」という）に沿って事業を実施すること。また事業実施後は、評価基準により自己評価を行うとともに、支援・評価委員会から評価を受けること。
- ④近隣の保険者と共同で事業を実施することが、より効果的であると認められる場合には、共同実施も可能とすること。
- ⑤モデル地区を設定し、事業を実施することも可能であること。
なお、モデル地区を設定する場合においても、保険者全体としてデータヘルス計画の策定が必要であること。
- ⑥国保ヘルスアップ事業と国保保健指導事業は同時に助成申請できないこと。
- ⑦国保ヘルスアップ事業の助成申請には、都道府県の推薦が必要であること。
都道府県は、国民健康保険団体連合会との適切な連携を図り、国民健康保険団体連合会に設置する支援・評価委員会の支援が可能な範囲の保険者数を推薦すること。
- ⑧業務の一部を委託する場合は、委託内容がわかるもの（契約書等）を添付すること。
委託業者を活用する場合は、適切な範囲で業務を委託することとし、事業が効果的に行われるよう、委託業者との間で、国保被保険者の健康課題、データヘルス計画の趣旨を共有し、国保被保険者への対応等、十分な協議を行うこと。
- ⑨本年度中に平成 27 年度から複数年のデータヘルス計画の策定が完了する場合（P DCAサイクル（計画・実施・評価・改善）のうち、P（計画）が完了）は、国保ヘルスアップ事業としての助成申請を認めること。

7 2 国保保健指導事業

(1) 事業内容

国保保健指導事業の助成において、下記（a）から（e）までの事業は国が重点的に推進する必須事業、また、（f）から（l）までの事業は国保一般事業であり、高齢者の医療の確保に関する法律や健康増進法、介護保険法等に基づき行われる関連事業との調和を図り、国保被保険者に対しての取組として必要と認められる場合に、安全性と効果が確保された方法により実施すること。

(a) 特定健診未受診者対策

特定健康診査の未受診者の理由に応じた対策を行い、健康意識の向上と特定健診等の実施率の向上を図る事業

〈取組の例〉

効果的な取組として被保険者の状況に応じた受診勧奨や、関係機関と連携した受診勧奨など。

- ・過去の健診受診状況や健診結果等、被保険者の特性に応じた個別具体的な受診勧奨
- ・経年未受診者への電話や家庭訪問等による受診勧奨
- ・地区組織や関係機関と連携した受診勧奨
- ・退職に合わせた節目健診など、年齢を絞った受診勧奨
- ・離島において特定健診・特定保健指導を受診・利用促進するための環境整備
- ・事業主健診・人間ドック等、他の健診の結果取得に向けた説明会や医療機関との会議の開催等、仕組み作りに関する取組

(b) 特定健診受診者のフォローアップ（特定保健指導未利用者対策）

特定保健指導の未利用者に対し利用勧奨を行うことにより、特定保健指導の実施率の向上を図る事業

〈取組の例〉

未利用者への電話や家庭訪問による利用勧奨

(c) 特定健診受診者のフォローアップ（受診勧奨判定値を超えている者への対策）

特定健診の結果、受診勧奨判定値以上の者について、医療機関への適切な受診勧奨を行うための事業

〈取組の例〉

未治療者へ電話や家庭訪問による医療機関への受診勧奨

(d) 特定健診受診者のフォローアップ（特定健診継続受診対策）

特定健診受診者が継続して特定健診を受診する取組を行い、特定健診の実施率の向上を図る事業

〈取組の例〉

特定健診受診者への丁寧な情報提供（健診当日、経年結果等を活用した検査値の見方や継続受診の必要性の説明。健診結果説明会、健診結果の手渡しによる丁寧な情報提供など。）

(e) 生活習慣病の1次予防に重点を置いた取組（早期介入保健指導事業）

生活習慣病予備群や特定保健指導予備群に対し、内臓脂肪型肥満に着目した保健指導を実施し、生活習慣病の発症を予防する事業。

〈取組の例〉

- ・40歳以上の特定保健指導予備群に対する保健指導（特定保健指導対象者は除く。）

- ・40歳未満の国保被保険者に対する健診及び生活習慣病予備群への保健指導

(f) 健康教育

生活習慣やそこから引き起こされる疾患とその予防、その他の疾患・薬などについて、正しい知識の提供を行う事業。

〈取組の例〉

- ・生活習慣病予防教室や個別健康教育
- ・特定健診受診者や特定保健指導対象者の家族、職場への疾病予防知識の普及（栄養、運動、喫煙、飲酒等）等
- ・心の健康づくりに関する健康教育
- ・薬に関する講演会

(g) 健康相談

生活習慣やそこから引き起こされる疾患、被保険者が抱える個々の健康課題について、定期的に相談の場を設ける事業。

〈取組の例〉

- ・生活習慣病等の疾病別健康相談
- ・心の健康づくりに関する健康相談
- ・電話による健康相談

(h) 保健指導

特定健康診査の結果（過去のものを含む。）やレセプト情報等を活用して、受診者の生活や就労状況・生活習慣等を把握し、加齢や心身の特性の変化、ライフステージ等に応じた保健指導を行う事業。

〈取組の例〉

- ・健診結果に基づく生活習慣の改善等の保健指導（特定保健指導対象者は除く。）
- ・重複・頻回受診者への訪問指導
- ・生活習慣病重症化予防に重点を置いた取組（被保険者の同意のもと、服薬中の者や受診勧奨判定値を超えている者等への、医療機関等と連携した保険者による保健指導。（i）の事業に該当する取組は除く。）

(i) 糖尿病性腎症重症化予防

糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者（人工透析導入前段階の者）に対して、保険者が医療機関と連携して実施する予防事業。

なお、実施に当たって、「平成27年度高齢者医療制度円滑運営事業実施要綱における糖尿病性腎症患者の重症化予防事業の取扱いについて」の別添「保険者による

糖尿病性腎症患者の重症化予防事業 事業実施手順書（平成 27 年度版）」（以下、「手順書」という。）の 1（4）を参考に選定を行った対象者に行う事業

(j) 歯科に係る保健事業

歯科に係る在宅ケアや歯科保健の向上を推進する歯科保健指導事業。

〈取組の例〉

- ・在宅訪問歯科指導
- ・歯周病予防教室
- ・乳幼児や児童等に対する歯科指導

(k) 健康づくりを推進する地域活動等

健康の保持と向上を図るため、健康づくりに関して被保険者が主体的に参加し、自主的に健康行動が行えるよう、既存の地区組織と連携を図り活動を支援する事業。

〈取組の例〉

- ・健康づくりに関する自主活動に向けた支援
- ・既存地区組織との連携による取組

(1) 保険者独自の取組

保険者の特性に応じた独自の取組であって、次の 2 要件を満たす事業。

（要件）

- ①健診情報、医療情報等の分析に基づいた根拠や評価指数が明確であること。
- ②当該市町村の人口・世帯、医療福祉・産業基盤、就労、教育、社会、経済的、地理的条件などの特性を活かした取組であること。

〈取組の例〉

- ・被保険者の健康課題や地域の特性に応じた、地域資源を活用した健康づくり（ヘルシーメニューやウォーキングマップの作成等）
- ・介護保険部門の所有する介護に関するデータを活用した健康課題の把握や、事業の計画立案・実施のための介護保険部門等関係機関との連携会議など、仕組み作りに関する取組

(2) 実施方法

国保保健指導事業により助成申請をする保険者は、(a) から (e) までの必須事業のうち、1 事業は実施すること。

(3) 助成対象経費

国保被保険者を対象とし、国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業費から当該事業を実施するために要した経費。

(4) 助成額の算定方法

交付額は、別表の第1欄に定める国保被保険者数に応じた助成限度額と、実施事業毎に第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(5) 助成期間

1年

(6) 留意事項

- ①必ず年度内に事業を完了すること。
- ②事業実施に当たっては、地域や対象者の特性を踏まえ、効果の見込まれる取組を選択し実施すること。
- ③他の保険者と共同実施した場合は、保険者間で按分し、費用負担の内訳を明確にすること。
- ④業務の一部を委託する場合は、委託内容がわかるもの(契約書等)を添付すること。
委託業者を活用する場合は、適切な範囲で業務を委託することとし、事業が効果的に行われるよう、委託業者との間で、国保被保険者の健康課題、実施計画の趣旨を共有し、国保被保険者への対応等、十分な協議を行うこと。
- ⑤国保保健指導事業については毎年度、国保保健事業における課題等を踏まえ見直しを図る予定であること。
- ⑥特定健診未受診者・特定保健指導未利用者に対する取組については、効果的な取組として、被保険者の状況に応じた受診・利用勧奨を行う取組や、関係機関と連携した受診勧奨を行う取組とすること。
- ⑦重複・頻回受診者への訪問指導に当たっては、レセプトから重複・頻回受診者をリストアップし、保険者独自の基準を設けた上で対象者を選定する等、保健師等を活用した効率的・効果的な訪問指導を実施するため、国保連合会システム等を活用することができること。
- ⑧早期介入保健指導事業で実施する、40歳未満の国保被保険者への健診費用については、特定健診の検査項目の範囲で助成を行うため、申請に当たっては、検査項目の内訳や対象者の選定理由を明確にすること。

8 3 健康管理センター等健康管理事業等

(1) 事業内容及び実施方法

3 (1) 健康管理センターによる健康管理事業

保険者が設置する健康管理センターは、地域における包括的な保健医療を推進するため、保険者が設置する診療施設(「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備

分) 交付要綱」(昭和 53 年 9 月 29 日厚生省発保第 73 号) 2 (2) の事業の対象となる地方独立行政法人(以下単に「地方独立行政法人」という。)が保険者から承継した診療施設を含む。以下「直営診療施設」という。)と一体となって保健サービスを総合的に行う拠点となすものであり、この健康管理センターを軸として取り組む健康づくり(高齢者を寝たきりにせず、地域で安心して過ごせるようにすることを含む。)や保健指導等の事業。

なお、国保ヘルスアップ事業及び国保保健指導事業により助成を受ける保険者にあつては、当該事業との整合が図られた事業でなければならないものとする。

〈取組の例〉

(総合相談窓口の開設、健康相談、健診の事後指導、退院した者に対する訪問活動、疾病別健康教室、生活習慣改善指導、多受診世帯を中心に家庭訪問指導、高齢者の生きがいづくり、居宅介護支援事業)

3 (2) 歯科保健センターによる健康管理事業

直営診療施設と連携を図りながら、歯科に係る在宅ケアを推進するため、寝たきり老人等に対する在宅訪問歯科検診・指導等を行う事業、また歯科に係る保健事業の向上を図る事業。

3 (3) 直営診療施設による健康管理事業等

原則として医師が常駐し、保健・医療・福祉の連携が図られ、地域住民の健康の保持増進のために行う下記 3 つの取組に関する事業、保健指導事業及び居宅介護支援事業又は直営診療施設(地方独立行政法人が保険者から承継した診療施設に限る。)にこれらの事業の実施を委託する事業(以下、「委託事業」という。)

〈取組の例〉

- ・総合相談窓口の実施(地域住民に対する総合相談日を定めた定期的な保健・医療・福祉等の総合的な相談・指導)〈週 1 回程度〉
- ・地域における保健事業の実施(機能回復訓練教室、介護教室、健康教育・指導、広報活動等)〈月 1 回程度〉
- ・市町村における健康増進事業と連携した保健事業の実施(健康教育、健康相談、特定保健指導該当者以外の者への保健指導、広報活動等)〈月 1 回程度〉

(2) 助成対象経費

3 (1) 及び 3 (2) の事業

国保被保険者を対象とし、国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業費から当該事業を実施するために要した経費。

3 (3) の事業

国保被保険者を対象とし、国民健康保険特別会計直営診療施設勘定（地方公営企業法を適用する直営診療施設にあつては病院事業特別会計、委託事業にあつては国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業費）から当該事業を実施するために要した経費。

（３）助成額の算定方法

交付額は、実施事業毎に別表の第１欄に定める助成限度額と第２欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された額に１,０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（４）助成期間

１年

（５）留意事項

- ①必ず年度内に事業を完了すること。
- ②申請事業により、助成対象となる国民健康保険特別会計等の支出科目が異なるため、予算書等で確認すること。
- ③３（３）の事業について委託事業を申請する保険者は、当該事業の対象となる地方独立行政法人の定款及び「国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）の取扱いについて（平成１５年４月７日付け保発第０４０７００１号）」の別添の第１の各号に示す要件を満たしていることが確認できる書類（事業の対象となる地方独立行政法人に係る中期目標、中期計画等）を提出すること。

（助成対象経費の留意事項）

９ 助成対象経費に係る留意事項

（１）助成対象外となる経費

助成対象となる保健事業は、効果的かつ効率的に実施する必要があることから、次の経費については、助成の対象経費として認めない。

①他の国庫補助事業と重複する経費

- ②特定健康診査・保健指導国庫負担金の対象となる経費（特定健診未受診者・特定保健指導未利用者対策における経費については、結果説明会後の保健指導（特定保健指導を除く。）など、特定健康診査・保健指導国庫負担金の対象となる経費は助成対象外とすること。）

ただし、離島において特定健康診査（集団健診）を実施する際、現地に委託可能な実施機関がなく航空機等を利用して渡航する必要があり、その費用が特定健康診

査・保健指導国庫負担金の国庫補助基準額を超える場合、超過した保険者負担額に対して5割を助成対象経費とする。

③健康診査（一般健診、人間ドック、がん検診、歯科検診等）に係る経費

ただし、次に該当する場合は、助成対象経費とする。

- ・早期介入保健指導事業で実施する健康診査において、40歳未満の国保被保険者に限り、特定健診の検査項目の範囲内で助成対象経費とする。
- ・保健指導の中間評価において、効果測定を目的として実施された検査費用は1回に限り助成対象とする。
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業（i）の実施に限り、特定健診範囲外の検査項目であっても、事業実施に必要かつ事業実施後の報告に必要な検査費用は助成対象経費とする。
- ・歯科保健センターで実施する歯科検診は助成対象経費とする。

④受益者負担が望ましい経費（事業参加者に対し配布する賞金や景品、イベント時の旅費や昼食代等の物品、スポーツ施設等の施設を活用する場合の使用料、等）

ただし、国保制度や、健康の保持増進に係る知識の普及啓発のために作成されたり一フレット、パンフレット等の経費は、教材として活用する場合に限り助成対象経費とする。

⑤調査を目的とした経費（未受診理由の調査、保健事業見直しのためのアンケート調査経費等）

ただし、国保ヘルスアップ事業により行う調査は助成対象経費とする。

⑥市町村職員の自己啓発の研修経費、旅費、会議費

⑦情報システム開発・改修に係る経費

⑧特定健診・特定保健指導の受診・利用勧奨のためのパンフレット、通知、ポスターの経費

ただし、対象者の特性に応じた特定健診・特定保健指導の受診・利用の必要性を説明する取組に要する場合は助成対象経費とする。

⑨保健事業を実施することで見込まれる自己負担額や診療報酬額等の収入経費

⑩事業実施に当たり必要性や効果・国保専有性の無い備品

ただし、その必要性や効果・国保専有性が見込まれる場合に限り5割を助成対象経費とする。

なお、消耗品と備品の考え方は、以下のとおりとすること。

（備品）

物品の性質及び形状等を勘案して、原型のまま比較的長期間の反復使用に耐える（使用期間がおおむね1年以上にわたる）と認められるもの。

（例：自動血圧計、体脂肪計、フードモデル等）

（消耗品）

物品の正常及び形状等を勘案して、使用するに従い消費されると認められるもの及び原型のまま比較的長期間の反復使用に耐えられないもの。

(2) 費用負担について

国保被保険者以外の者を含めて実施する保健事業については、対象となる事業の全体経費を算出した上で、国保被保険者の参加人数等により一般会計との費用負担を明確にすること。

国保被保険者以外の者を含めて実施する保健事業の経費の取扱については、次の算出式による按分により助成対象経費を計算すること。

なお、備品の購入費は、国保被保険者以外の者を含めて実施する保健事業でも、按分は行わず5割を助成対象経費とすること。(国保加入率による按分は不要)

また、他の保険者と共同実施した場合は、保険者間の按分により費用負担の内訳を明確にした上で助成対象経費を計算すること。

〈算出式〉 ※国保被保険者以外の者を含めて実施する保健事業の経費の取扱

○個人を対象とした保健事業

訪問指導や在宅ケアサービス等、国保被保険者個人に対して働きかけを行う事業

$$\text{助成対象額} = \text{事業費} \times \text{国保按分率}$$

○集団を対象とした保健事業

各種健康教室や総合相談窓口の設置等、集団に対して働きかけを行う事業

$$\text{助成対象額} = (\text{事業費} \times 20\%) + (\text{事業費} \times 80\% \times \text{国保按分率})$$

※国保按分率：対象事業における国保被保険者の参加人数（実績）等により求めること。その場合には算出根拠を明確にすること。

なお、算出が困難である場合は、市町村の国保被保険者加入率（平成26年度）を用いることとする。

(3) 事業実施における補助単価について

保健事業を実施する上で必要となる医師・保健師等の人件費や講師代、各種物品等の単価は、市町村で定める基準単価等に照らし合わせ、適切な単価を用いること。

なお、人件費の取扱については、以下の点に留意すること。

- ・保健事業を実施するため専従となる場合は、その専従者にかかる経費
- ・国保直診の職員（保健師等）が歯科保健センター及び直営診療施設において保健事業に従事した場合は、基本給から時給換算した経費とすること。

(事業実績報告)

10 事業実績報告等

(1) 例年の時期を予定しているが、詳細は別途通知するものであること。

(2) 保険者は事業完了後に当初計画された目標や取組内容等の評価を行い、翌年度にその評価結果を実施計画等に反映すること。

(3) 国保ヘルスアップ事業及び国保保健指導事業を申請する保険者は、事業実績報告とは別に、実施事業の取組結果を国に報告すること。

なお、報告内容や報告時期等については別途連絡することとする。

(事業評価)

11 評価方法

評価方法については、国保ヘルスアップ事業評価事業報告書に示された評価基準を参照すること。

(申請手続)

12 申請書の提出

国保保健事業の助成は、次により行うものとする。

(1) 保険者からの申請に基づき、助成するものであること。

(2) 申請書は、別添「平成 27 年度申請書様式（保健事業）」を使用すること。

(3) 保険者は、実施事業ごとに様式 2～5（国保ヘルスアップ事業は様式 B を含む。）の申請書に必要事項を記載し、関係書類を添えて都道府県に提出すること。

(4) 都道府県は、上記(3)の申請書を受理したときはこれを審査し、様式 1（国保ヘルスアップ事業は様式 A を含む。）に取りまとめの上、関係書類を添えて、以下の提出期限までに厚生労働省国民健康保険課宛に提出すること。

〈国保ヘルスアップ事業及び国保保健指導事業〉

当初申請書の提出期限：平成 27 年 7 月 10 日（必着）

〈健康管理センター等健康管理事業等〉

当初申請書の提出期限：平成 27 年 7 月 10 日（必着）

(5) 留意事項

○本通知の事業に対する助成は、年度当初の助成申請が必要であること。

○保健事業を遅滞なく実施する観点から当初申請における助成金の交付内定額は、申請様式 2－1 又は様式 2－2 の『交付決定（内定・予定）額』欄の額とすること。

なお、保健事業ごとの助成対象経費は、関係法令及び上記 9 の留意事項を踏まえ、適切に策定すること。

基準額（助成限度額）		対象経費										
1 国保ヘルスアップ事業 国保被保険者数に応じた助成限度額とする。 [助成限度額] <table><tr><td>被保険者数</td><td>1 万人未満</td><td>1～5 万人未満</td><td>5～10 万人未満</td><td>10 万人以上</td></tr><tr><td>助成限度額</td><td>600 万円</td><td>900 万円</td><td>1,200 万円</td><td>1,800 万円</td></tr></table>		被保険者数	1 万人未満	1～5 万人未満	5～10 万人未満	10 万人以上	助成限度額	600 万円	900 万円	1,200 万円	1,800 万円	1 国保ヘルスアップ事業 国保被保険者を対象とし、国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業費から当該事業を実施するために要した経費。 国保ヘルスアップ事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金
被保険者数	1 万人未満	1～5 万人未満	5～10 万人未満	10 万人以上								
助成限度額	600 万円	900 万円	1,200 万円	1,800 万円								
2 国保保健指導事業 国保被保険者数に応じた助成限度額とする。 [助成限度額] <table><tr><td>被保険者数</td><td>1 万人未満</td><td>1～5 万人未満</td><td>5～10 万人未満</td><td>10 万人以上</td></tr><tr><td>助成限度額</td><td>400 万円</td><td>600 万円</td><td>800 万円</td><td>1,200 万円</td></tr></table>		被保険者数	1 万人未満	1～5 万人未満	5～10 万人未満	10 万人以上	助成限度額	400 万円	600 万円	800 万円	1,200 万円	2 国保保健指導事業 国保被保険者を対象とし、国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業費から当該事業を実施するために要した経費。 国保保健指導事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金
被保険者数	1 万人未満	1～5 万人未満	5～10 万人未満	10 万人以上								
助成限度額	400 万円	600 万円	800 万円	1,200 万円								

基準額（助成限度額）		対象経費										
3健康管理センター等健康管理事業等 (1) 健康管理センターによる健康管理事業 [助成限度額] <table><tr><th>助成年数</th><th>1～5年目</th><th>6年目</th><th>7年目</th><th>8年目以降</th></tr><tr><th>助成限度額</th><td>1,200万円</td><td>900万円</td><td>700万円</td><td>500万円</td></tr></table> [助成限度額の加算] 当該事業を実施し、下記のア～オのいずれかを満たす場合には、上記の助成限度額に各項目に掲げる額を限度としてそれぞれ加算することができる。 なお、助成限度額を加算する場合は、加算要件が確認できる資料等を添付すること。 ア 健康管理センターが次の条件のいずれかを満たす場合であって、担当職員2名以上を配置している場合は、300万円を限度として加算する。 ○地域包括支援センター又は老人（在宅）介護支援センターを併設している場合 ○総合相談窓口を常設し、毎日又は定期的に相談事業を行っている場合 ○居宅介護支援事業を行っている場合 イ 健康管理センターが次の条件のいずれかを満たす場合は、上記の額に100万円を限度として加算する。（ただし、上記アに該当する場合を除く。） ○老人（在宅）介護支援センターを併設している場合 ○総合相談窓口を設置し、定期的又は随時不定期に相談事業を行っている場合 ○居宅介護支援事業を行っている場合		助成年数	1～5年目	6年目	7年目	8年目以降	助成限度額	1,200万円	900万円	700万円	500万円	3健康管理センター等健康管理事業等 (1) 健康管理センターによる健康管理事業 国保被保険者を対象とし、国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業費から当該事業を実施するために要した経費。 健康管理センターによる健康管理事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、負担金
助成年数	1～5年目	6年目	7年目	8年目以降								
助成限度額	1,200万円	900万円	700万円	500万円								

基準額（助成限度額）		対象経費												
ウ 健康管理センターが当該年度に特定保健指導事業を受託（健康管理センターを併設又は隣接した保険者が設置する診療施設が受託した場合を含む。）し、実施する場合には、300 万円を限度として加算する。 エ 上記ウにより特定保健指導事業を実施する場合にあっては、実施人数に応じて、さらに下記の額を限度として加算する。 <table><tr><td>実施人数</td><td>101～200 人</td><td>201～300 人</td><td>301～400 人</td><td>401～500 人</td><td>501 人以上</td></tr><tr><td>加算額</td><td>100 万円</td><td>200 万円</td><td>300 万円</td><td>400 万円</td><td>500 万円</td></tr></table>		実施人数	101～200 人	201～300 人	301～400 人	401～500 人	501 人以上	加算額	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円	500 万円	
実施人数	101～200 人	201～300 人	301～400 人	401～500 人	501 人以上									
加算額	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円	500 万円									
オ 総合化を図っている施設において次の条件を満たす場合には、300 万円を限度として加算する。 ○健康管理センターの設置者である保険者又は健康管理センターを隣接若しくは併設した直営診療施設が介護保険法に基づく居宅介護支援事業者の指定、又は居宅サービス事業者の指定を受けていること。 ○介護認定において自立又は要支援と認定された者に対し、介護状態への移行防止・生活支援等の観点から保健事業を積極的に行うこと。														

基準額（助成限度額）		対象経費										
(2) 歯科保健センターによる健康管理事業 [助成限度額] <table><tr><td>助成年数</td><td>1～5年目</td><td>6年目</td><td>7年目</td><td>8年目以降</td></tr><tr><td>助成限度額</td><td>500万円</td><td>300万円</td><td>200万円</td><td>100万円</td></tr></table> [助成限度額の加算] 当該事業を実施し、歯科保健センターが下記のいずれかを実施する場合には、上記の額に100万円を限度として加算することができる。 なお、助成限度額を加算する場合は、加算要件が確認できる資料等を添付すること。 ア 保健師、管理栄養士に対する口腔ケアの研修等の実施 イ 特定健康診査データの分析等による生活習慣病と歯周疾患予防との関連性の調査		助成年数	1～5年目	6年目	7年目	8年目以降	助成限度額	500万円	300万円	200万円	100万円	(2) 歯科保健センターによる健康管理事業 国保被保険者を対象とし、国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業費から当該事業を実施するために要した経費。 歯科保健センターによる健康管理事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、負担金
助成年数	1～5年目	6年目	7年目	8年目以降								
助成限度額	500万円	300万円	200万円	100万円								

基準額（助成限度額）		対象経費								
(3) 直営診療施設による健康管理事業等 [助成限度額] <table><tr><th>区 分</th><th>診療所</th><th>病院 (病床数 100 床未満)</th><th>病院 (病床数 100 床以上)</th></tr><tr><td>助成限度額</td><td>300 万円</td><td>400 万円</td><td>500 万円</td></tr></table>		区 分	診療所	病院 (病床数 100 床未満)	病院 (病床数 100 床以上)	助成限度額	300 万円	400 万円	500 万円	(3) 直営診療施設による健康管理事業等 国保被保険者を対象とし、国民健康保険特別会計直営診療施設勘定（地方公営企業法を適用する直営診療施設にあっては病院事業特別会計、委託事業にあっては国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業費）から当該事業を実施するため に要した経費。 直営診療施設による健康管理事業等の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金
区 分	診療所	病院 (病床数 100 床未満)	病院 (病床数 100 床以上)							
助成限度額	300 万円	400 万円	500 万円							
[助成限度額の加算] 当該事業を実施（委託事業を除く。）し、又は委託事業を委託する直営診療施設が下記のア～オのいずれかを満たす場合には、上記の助成限度額に各項目に掲げる額を限度としてそれぞれ加算することができる。 なお、助成限度額を加算する場合は、加算要件が確認できる資料等を添付すること。 ア 次の条件のいずれかを満たす場合であって、担当職員 2 名以上を配置している場合は、300 万円を限度として加算する。 ○地域包括支援センター又は老人（在宅）介護支援センターを併設している場合 ○総合相談窓口を常設し、毎日又は定期的に相談事業を行っている場合 ○居宅介護支援事業を行っている場合 イ 総合相談窓口を設置し、定期的又は随時不定期に相談を実施している場合は、100 万円を限度として加算する。（ただし、上記アに該当する場合を除く。）										

基準額（助成限度額）		対象経費				
ウ 特定保健指導事業を受託し実施する場合には、300 万円を限度として加算する。						
エ 上記ウにより特定保健指導事業を実施する場合にあっては、実施人数に応じて、さらに下表の額を限度として加算する。						
実施人数	101～200 人		201～300 人	301～400 人	401～500 人	501 人以上
加算額	100 万円		200 万円	300 万円	400 万円	500 万円
オ 在宅ケアサービス（在宅訪問看護・介護・リハビリ・指導等）を実施している場合は、400 万円を限度として加算する。						

平成27年度

申 請 書 様 式

(保 健 事 業)

- 【様式1－1】 平成27年度 国民健康保険調整交付金(保健事業分)事業計画状況表
(国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業)
- 【様式1－2】 平成27年度 国民健康保険調整交付金(保健事業分)事業計画状況表
(健康管理センター等健康管理事業等)
- 【様式2－1】 平成27年度 国民健康保険調整交付金(保健事業分)所要額内訳
(国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業)
- 【様式2－2】 平成27年度 国民健康保険調整交付金(保健事業分)所要額内訳
(健康管理センター等健康管理事業等)
- 【様式3】 平成27年度 保健事業(計画・実績)内容
(国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業または健康管理センター等健康管理事業)
- 【様式4】 平成27年度 保健事業(計画・実績)経費積算内訳
(国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業または健康管理センター等健康管理事業)
- 【様式5】 平成27年度 保健事業(計画・実績)経費積算内訳 <<5割助成用>>
(国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業または健康管理センター等健康管理事業)
- 【様式A】 平成27年度国保ヘルスアップ事業 都道府県推薦書
- 【様式B】 平成27年度国保ヘルスアップ事業計画概要

提出書類一覧

事業名	様式番号	様式名等	作成者	提出方法
1. 国保ヘルスアップ事業	●	様式1-1	都道府県	紙
	●	様式2-1	保険者	紙
	●	様式3	保険者	紙
	●	様式4	保険者	紙
	□	様式5	保険者	紙
2. 国保保健指導事業	□	—	購入理由(必要性)、見積書、パンフレット等	
	●	—	平成27年度の実施計画	紙
	●	様式A	都道府県	紙
	●	様式B	保険者	紙
	●	—	事業の実施概要についての体制図(A4用紙1枚程度)	紙
3. 健康管理センター等 保健管理事業	●	様式1-2	都道府県	紙
	●	様式2-2	保険者	紙
	●	様式3	保険者	紙
	●	様式4	保険者	紙
	□	様式5	保険者	紙
4. 備品を購入する場合及び 費用按分が必要な場 合	□	—	購入理由(必要性)、見積書、パンフレット等	
	●	—	平成27年度の実施計画	紙
	□	—	事業委託契約書の写し (契約前の場合は、委託先の概要と委託する内容についてわかるもの)	紙
	□	—	加算要件が確認できる資料	紙
	△	—	その他、参考となる資料	紙

●: 必須、△: 任意、□: 条件に該当した場合

※様式3、4、5は保険者が実施する事業区分(小区分)ごとに1枚ずつ作成すること。

平成27年度 国保保健事業の助成申請書における事業区分対応一覧

	事業名	事業区分	
		(大区分)	(小区分)
1. 国保ヘルスアップ事業	※申請書作成において以下(a)～(m)の事業区分(大区分)は、「1. 国保ヘルスアップ事業」の申請は「1」を、「2. 国保保健指導事業」の申請は「2」とする。 なお、「2. 国保保健指導事業」の申請では必須事業(a)～(e)事業のうち、1事業は実施すること。	1 or 2	
2. 国保保健指導事業		1 or 2	
		1 or 2	
		1 or 2	
		1 or 2	
		1 or 2	
		1 or 2	
		1 or 2	
		1 or 2	
		1 or 2	
		1 or 2	
		1 or 2	
		1 or 2	
3. 健康管理センター等健康管理事業等		3	
	(1) 健康管理センターによる健康管理事業	3	1
	(2) 歯科保健センターによる健康管理事業	3	2
	(3) 直営診療施設による健康管理事業等	3	3

[illegible]

平成27年度 国民健康保険調整交付金(保健事業分)所要額内訳
(国保へルースアップ事業または国保保健指導事業)

被保険者数 人	事業区分等		事業名	対象経費の支出予定額 (A) 円	事業に係る収入予定額 (B) 円	国保対象事業経費 (助成対象額) (C) = (A) - (B) ※千円未満切り捨て 千円	助成限度額 (基準額) (D) 千円	交付決定 (内定・予定) 額 ※(C)と(D)のい ずれか少ない方の額 千円	事業開始 年度
	(大区分)	(小区分) 実施人数 人							
	全体			0	0	0		0	
	内訳								
都道府県番号	都道府県名		保険者番号		保険者名				

病床数	事業区分等					事業名	対象経費の 支出予定額 (A) 円	事業に係る 収入予定額 (B) 円	国保対象事業経費 (助成対象額) (C) = (A) - (B) ※千円未満切り捨て 千円	助成限度額 (基準額) (D) 千円	交付決定 (内定・予定) 額 ※(C)と(D)のい ずれか少ない方の額 千円	事業開始 年度
	(大区分)	(中区分)	加算要件		実施人数 人							
床												
内訳									0		0	
									0		0	
									0		0	
都道府県番号		都道府県名	保険者番号			保険者名			施設・病院名			

事業項目			事業名	
(大区分)	(小区分)	(項)	(目)	
当該事業に要する費用の計画額 (再掲：国保特会又は病院事業会計上分)			当該事業に要した費用の実績（見込）額 (再掲：国保特会又は病院事業会計上分)	
●事業全体経費（計画額）		円	●事業全体経費（実績（見込）額）	
●対象経費の支出予定額 (再掲：国保特会又は病院事業会計上分)		円	●対象経費の支出実績（見込）額 (再掲：国保特会又は病院事業会計上分)	
報酬、共済費、賃金、報償費			報酬、共済費、賃金、報償費	
旅費			旅費	
需用費			需用費	
(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費)			(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費)	
役務費			役務費	
(通信運搬費、手数料、保険料)			(通信運搬費、手数料、保険料)	
委託料			委託料	
使用料及び賃借料			使用料及び賃借料	
負担金			負担金	
備品購入費（5割助成分）			備品購入費（5割助成分）	
小 計（支出・予定）	0	円 (A)	小 計（支出・実績）	0 円 (A)
●事業に係る収入予定額 ※事業実施による年度末までの収入予定額		円	●事業に係る収入実績（見込）額 ※事業実施による年度末までの収入実績（見込）額	
小 計（収入・予定）	0	円 (B)	小 計（収入・実績）	0 円 (B)
合計（国保対象事業経費）	0	円 (A)－(B)	合計（国保対象事業経費）	0 円 (A)－(B)
都道府県番号		都道府県名	保険者番号	保険者名
			施設・病院名	

●本様式は事業区分（小区分）ごとに作成すること。
●様式5により助成対象外となる経費は含まないこと。
●備品の購入は、事業実施の必要性や効果・専有性が見込まれる場合に5割助成とする（国保被保険者以外の者が参加する事業であっても、按分は行わず5割助成とする。）
●国保被保険者以外の者を合わせて実施する保健事業は、対象となる事業の全体経費を算出した上で、国保被保険者の参加人数等により一般会計との費用負担を明確にすること。
●他の保険者と共同実施する保健事業は、対象となる事業の全体経費から国保被保険者の対象経費を算出した上で、共同保険者ごとの国保被保険者の参加人数等により保険者間の費用負担を明確にすること。

事業項目			事業名		
(大区分)		(小区分)	(目)		
当該事業に要する費用の計画額 (再掲：国保特会又は病院事業会計上分)			当該事業に要した費用の実績（見込）額 (再掲：国保特会又は病院事業会計上分)		
対象経費の支出予定額 ※事業実施による年度末までの支出予定額			対象経費の支出実績（見込）額 ※事業実施による年度末までの支出実績（見込）額		
《5割助成分》※備品の購入費 (購入予定の備品)			《5割助成分》※備品の購入費 (購入予定の備品)		
国保対象事業経費 (内数)	合 計	0	円	円×0.5＝	0
《国保按分》※国保被保険者以外の者を含めて実施する保健事業（共同実施事業を含む）の 対象経費按分		《国保按分》※国保被保険者以外の者を含めて実施した保健事業（共同実施事業を含む）の 対象経費按分			
(按分対象経費)		(按分対象経費)			
(うち、国保負担分)		(うち、国保負担分)			
合 計		合 計			
国保対象事業経費 (内数)	0	円	国保対象事業経費 (内数)		0
都道府県番号	都道府県名	保険者番号	保険者名		施設・病院名

●本様式は事業区分（小区分）ごとに作成すること。
●備品の購入は、事業実施の必要性や効果・専有性が見込まれる場合に5割助成とする（国保被保険者以外の者が参加する事業であっても、按分は行わず5割助成とする。）
●任意の様式に購入理由（必要性）を記入すること。その他、見積書やパンフレット等を添付すること。
●国保被保険者以外の者を含めて実施する保健事業は、対象となる事業の全体経費を算出した上で、国保被保険者の参加人数等により一般会計との費用負担を明確にすること。
●他の保険者と共同実施する保健事業は、対象となる事業の全体経費から国保被保険者分の対象経費を算出した上で、共同保険者ごとの国保被保険者の参加人数等により保険者間の費用負担を明確にすること。

平成27年度国保ヘルスアップ事業 都道府県推薦書

都道府県番号		都道府県名	
申請保険者数			

保険者番号	保険者名	共同実施の場合の 共同保険者名	事業実施概要	推薦理由

- ①保険者は、申請にあたって事業計画書を必ず提出すること。
- ②保険者は、事業計画書の内容について、その概要を様式Bへ記入し提出すること。
- ③保険者は、事業の一部を委託するなどして実施する場合は、委託先の概況のわかる資料と委託内容が明記された仕様書を添付すること。
- ④保険者は、被保険者の健康課題についての分析・評価資料を計画書に添付すること。
- ⑤保険者は、市町村に設置した運営委員会の設置要綱(案)と名簿を添付すること。
- ⑥保険者は、事業の実施概要について、体制を含めた図(A4用紙1枚程度)を添付のこと。
- ⑦都道府県は、上記の書類及び記載内容を審査・確認し、取りまとめて国保課あて申請すること。

平成27年度国保ヘルスアップ事業計画概要
(「事業計画」の要点を記入し作成すること)

都道府県番号	都道府県名	保険者番号	保険者名
--------	-------	-------	------

1. ①保険者の概況(平成26年度の平均を記入)

人口	
高齢化率	
国保被保険者数	
(再掲)40歳～64歳	
(再掲)65歳～74歳	

②他の保険者と共同実施の場合

共同実施箇所数					
共同実施保険者名					

※共同実施の場合についても保険者毎に申請が必要

2. 特定健診・特定保健指導の実施状況

	特定健診受診率	保健指導終了率
平成20年度		
平成21年度		
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度		
平成25年度		
平成26年度		

※終了率は6ヶ月後の評価まで終了した者の率を記入

※平成26年度分は、平成27年4月1日時点で把握している数値を記入

3. 国保ヘルスアップ事業 実施体制

①国保連合会に設置される支援・評価委員会の支援を受ける予定がある(いずれかに○)

※ここで「なし」の場合は、国保ヘルスアップ事業での申請はできません。
(国保保健指導事業での申請となります。)

②事業の実施概要について、体制を含めた図(A4用紙1枚程度)を添付すること

③事業実施地域(いずれかに○)

あり		なし
----	--	----

全域		一部地域
----	--	------

4. 国保ヘルスアップ事業 工程表

課題分析	被保険者の健康課題や地域における予防の支援体制等の課題(医療費・健診情報等からの分析結果)		
	(課題分析による〔2・3〕年間の計画と概要) ※〔 〕内いずれかに○印		
〔2・3〕年間の取組 ※〔 〕内いずれかに○印	(事業目標)※事業の最終目標	(評価指標)※事業全体の評価	
1年目の取組	(前期)4月～9月		
	(後期)10月～3月		
2年目の取組	(前期)4月～9月		
	(後期)10月～3月		
3年目の取組			